

(案)

川崎市教育委員会告示 号

川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）第6条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり川崎市重要史跡の指定解除を行ったので、同条例第7条の規定に基づき告示する。

平成27年 月 日

川崎市教育委員会
委員長 峪 正人

種 別	名 称	員 数	年 代	所有者	所 在 地
川 崎 市 重要史跡	千年伊勢山 台官衙遺跡	1,652.37 m ²	奈良・ 平安時代	国・川崎市	高津区千年字伊勢山台 423番1ほか8筆

「^{ちとせいせやまだいかんがいせき}千年伊勢山台官衙遺跡」の市指定解除について

^{たちばなかんがいせきぐん}橘樹官衙遺跡群の国史跡指定に伴う、千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡の指定解除手続きの流れ

①指定解除を行う理由

●市重要史跡に指定されている千年伊勢山台官衙遺跡が、周辺の遺跡や影向寺遺跡を含め、新たに橘樹官衙遺跡群として国史跡に指定されたことに伴い、国史跡と重複する千年伊勢山台官衙遺跡について、川崎市文化財保護条例第6条第1項第4号に基づき、市重要史跡の指定解除を行う。

※【川崎市文化財保護条例 第6条】

「教育委員会は、指定の文化財が次の各号の一に該当する場合は、その所有者又は保持者に対して指定又は認定の解除をすることができる。

(1)～(3) 略

(4) 文化財が国又は県の文化財として指定を受けたとき。

(5) 略

」

②教育委員会より川崎市文化財審議会への諮問

●千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡指定解除について、平成27年5月29日開催の教育委員会定例会で御審議のうえ、川崎市文化財審議会へ諮問をいただいた。【4ページ 諮問書】

③川崎市文化財審議会より教育委員会への答申

●川崎市文化財保護条例第3条第2項に基づき、教育委員会の諮問を受け、平成27年6月15日開催の川崎市文化財審議会において千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡指定解除の協議を行い、審議会長より教育委員会あて答申があった。【5ページ 答申書】

※【川崎市文化財保護条例 第3条第2項】

「審議会は、文化財の指定又はその保持者の認定及びに指定又は認定の解除、現状の変更やその他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応じる。」

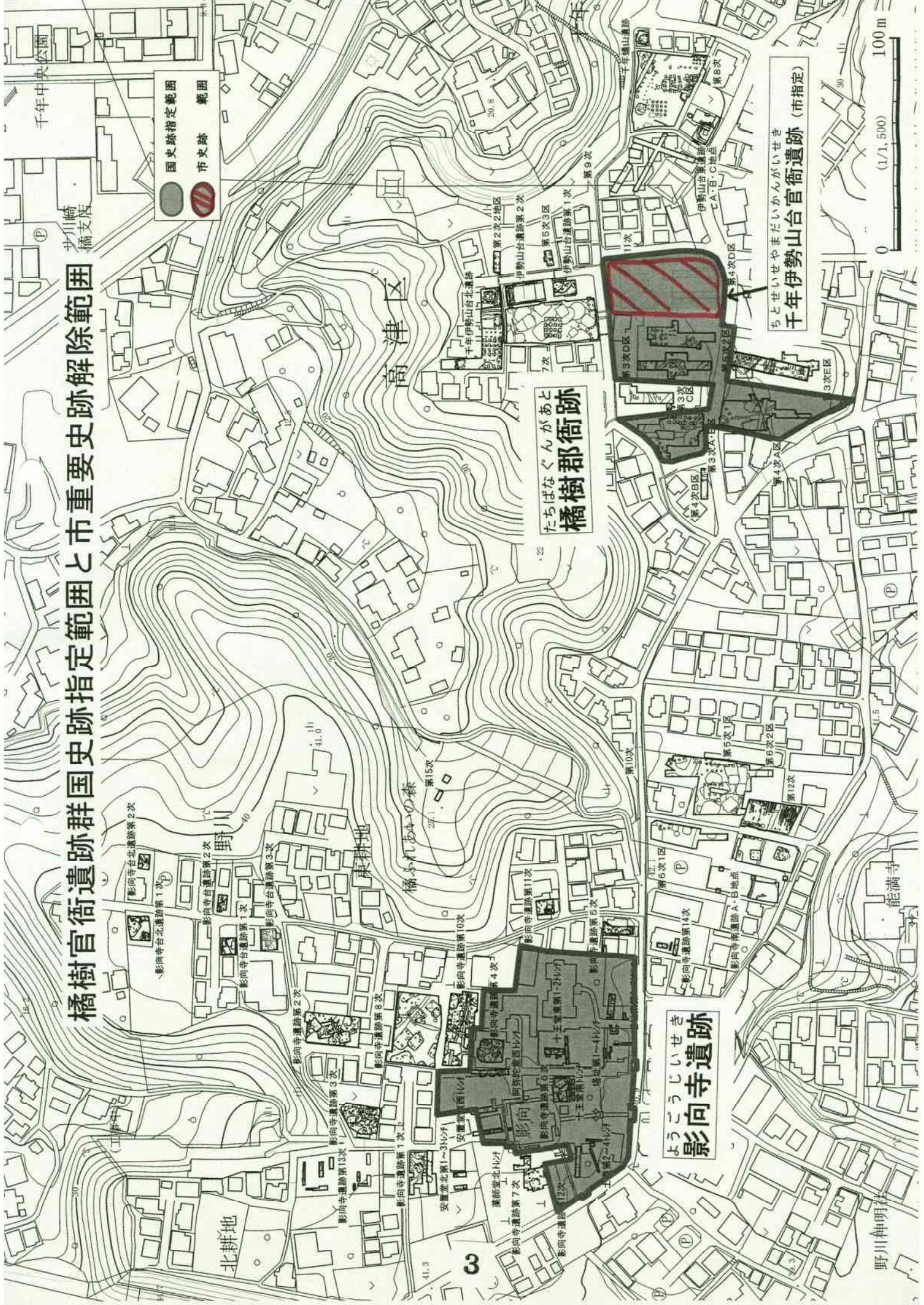
④教育委員会による指定解除の決定、告示

●川崎市文化財審議会の答申を受け、川崎市文化財保護条例第6条に基づき、教育委員会において指定解除を決定するとともに、同条例第7条に基づき、川崎市公報に告示を行う。【1ページ 告示文（議案書案）】

※【川崎市文化財保護条例 第7条】

「教育委員会は、第2条の規定による指定、認定又は前条の規定による解除をしたときは、その旨を告示するとともに所有者又は保持者に通知しなければならない。」

橋樹官衙遺跡群国史跡指定範囲と市重要史跡解除範囲



国史跡指定範囲
 市重要史跡解除範囲

ようこうじいせき
影向寺遺跡

たちばなぐんがあと
橋樹郡衙跡

ちとせいせやまだいかんがいせき
千歳伊勢山台官衙遺跡 (市指定)

0 100 m
 (1/1,500)

野川神明社

能満寺

高津区

北耕地

東耕地

千歳中央公園

野川橋支店

橋ふれあいの森

影向寺遺跡第1次

影向寺遺跡第2次

影向寺遺跡第3次

影向寺遺跡第4次

影向寺遺跡第5次

影向寺遺跡第6次

影向寺遺跡第7次

影向寺遺跡第8次

影向寺遺跡第9次

影向寺遺跡第10次

影向寺遺跡第11次

影向寺遺跡第12次

影向寺遺跡第13次

影向寺遺跡第14次

影向寺遺跡第15次

影向寺遺跡第16次

影向寺遺跡第17次

影向寺遺跡第18次

影向寺遺跡第19次

影向寺遺跡第20次

影向寺遺跡第21次

影向寺遺跡第22次

影向寺遺跡第23次

影向寺遺跡第24次

影向寺遺跡第25次

影向寺遺跡第26次

影向寺遺跡第27次

影向寺遺跡第28次

影向寺遺跡第29次

影向寺遺跡第30次

影向寺遺跡第31次

影向寺遺跡第32次

影向寺遺跡第33次

影向寺遺跡第34次

影向寺遺跡第35次

影向寺遺跡第36次

影向寺遺跡第37次

影向寺遺跡第38次

影向寺遺跡第39次

影向寺遺跡第40次

影向寺遺跡第41次

影向寺遺跡第42次

影向寺遺跡第43次

影向寺遺跡第44次

影向寺遺跡第45次

影向寺遺跡第46次

影向寺遺跡第47次

影向寺遺跡第48次

影向寺遺跡第49次

影向寺遺跡第50次

影向寺遺跡第51次

影向寺遺跡第52次

影向寺遺跡第53次

影向寺遺跡第54次

影向寺遺跡第55次

影向寺遺跡第56次

影向寺遺跡第57次

影向寺遺跡第58次

影向寺遺跡第59次

影向寺遺跡第60次

影向寺遺跡第61次

影向寺遺跡第62次

影向寺遺跡第63次

影向寺遺跡第64次

影向寺遺跡第65次

影向寺遺跡第66次

影向寺遺跡第67次

影向寺遺跡第68次

影向寺遺跡第69次

影向寺遺跡第70次

影向寺遺跡第71次

影向寺遺跡第72次

影向寺遺跡第73次

影向寺遺跡第74次

影向寺遺跡第75次

影向寺遺跡第76次

影向寺遺跡第77次

影向寺遺跡第78次

影向寺遺跡第79次

影向寺遺跡第80次

影向寺遺跡第81次

影向寺遺跡第82次

影向寺遺跡第83次

影向寺遺跡第84次

影向寺遺跡第85次

影向寺遺跡第86次

影向寺遺跡第87次

影向寺遺跡第88次

影向寺遺跡第89次

影向寺遺跡第90次

影向寺遺跡第91次

影向寺遺跡第92次

影向寺遺跡第93次

影向寺遺跡第94次

影向寺遺跡第95次

影向寺遺跡第96次

影向寺遺跡第97次

影向寺遺跡第98次

影向寺遺跡第99次

影向寺遺跡第100次



27川教文第436号
平成27年6月9日

川崎市文化財審議会
会長 久保田 昌希 様

川崎市教育委員会
委員長 峪 正



「千年伊勢山台官衙遺跡」の市指定解除について（諮問）

このことについて、川崎市重要史跡に指定されている「千年伊勢山台官衙遺跡」を含む橘樹官衙遺跡群が、平成27年3月10日付で国史跡に指定されましたので、川崎市文化財保護条例第6条第1項第4号の規定に基づく川崎市重要史跡の指定の解除について、川崎市文化財審議会において御審議くださいますよう、川崎市文化財保護条例第3条第2項に基づき、諮問いたします。

川崎市重要史跡 指定解除候補（平成20年4月22日指定）


名 称	員 数	年 代	所有者	所 在 地
千年伊勢山台官衙遺跡	1,652.37 m ²	奈良・平安時代	国・川崎市	高津区千年字伊勢山台 423番1ほか8筆



平成27年6月15日

川崎市教育委員会
委員長 峪 正人 様

川崎市文化財審議会

会長 又保田昌希 

「千年伊勢山台官衙遺跡」の市指定解除について（答申）

平成27年6月9日付の27川教文第436号により諮問のありました標記の件について、平成27年6月15日開催の川崎市文化財審議会において慎重に審議した結果について、次のとおり答申いたします。

1. 以下の文化財について、川崎市重要史跡の指定を解除する

名 称	員 数	年 代	所有者	所 在 地
千年伊勢山台官衙遺跡	1,652.37 m ²	奈良・平安時代	国・川崎市	高津区千年字伊勢山台 423番1ほか8筆

(平成20年4月22日指定)

2. 指定解除理由

川崎市文化財保護条例第6条(4)「文化財が国又は県の文化財として指定をうけたとき」に該当するため。